

第6期第4回

札幌市福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

場 所：平成23年8月22日（月）14時開会
日 時：札幌市役所本庁舎 12階 1号～3号会議室

札幌市保健福祉局保健福祉部高齢福祉課

1. 開 会

事務局（東館高齢福祉課長） それでは、定刻でございますので、ただいまから第6期第4回福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、高齢福祉課長の東館と申します。どうぞよろしく願います。

開催に当たりまして、堀澤保健福祉部長から一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

堀澤保健福祉部長 保健福祉部長の堀澤でございます。

本日は、お忙しい中を、札幌市福祉のまちづくり推進会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

第6期の推進会議は、平成21年9月から始まりまして、委員の皆様の任期も今月いっぱいをもちまして満了となります。本日の会議は、全体会議としては第4回目の開催となりますが、長きにわたり、熱心なご議論、ご審議をいただき、本当にありがとうございます。

第6期の推進会議では、第5期から引き続きまして、部会を中心として、優しさと思いやりのバリアフリーを検討していただいております。その結果、昨年の9月に要綱、要領を策定し運用を開始いたしまして、ようやく1年が経過したところでございます。この制度は、ご存じのとおり、従来の数値化したバリアフリー基準のみに頼るのではなく、優しさと思いやりの視点に立って、障がいのある方や高齢の方の力をかりて、人の目や感覚で確認するというシステムでございます。今後も、このシステムを効果的に活用して、公共施設等のより一層のバリアフリー化を進めるとともに、危険施設を早期に発見して対策を講じることにより、事故を未然に防ぐように努めてまいりたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りたいと存じます。

また、話は変わりますけれども、札幌市では、先月、地下鉄中の島駅の真駒内方面側と東札幌駅の新さっぽろ方面側のエレベーターが整備されました。これによりまして、すべての地下鉄駅にエレベーターの設置を完了したところでございますので、当会議にご報告をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、第6期の締めくくりの会議でもございますので、どうか活発なご議論をお願いしたいと思います。

本日は、どうぞよろしく願います。

事務局（東館高齢福祉課長） それでは、ここで、私ども事務局の方もこの春の人事異動で一部職員が変更になっておりますので、事務局職員を改めて紹介させていただきたいと思っております。

まず、事務局長を務めますのは、今ほどごあいさつ申し上げました私の左隣の堀澤保健福祉部長でございます。堀澤は、昨年度から引き続きということで変更ございません。

私は、先ほども申し上げましたが、この4月の人事異動で高齢福祉課長に着任いたしました東館と申します。今後、どうぞよろしく願います。

また、私の右隣、福祉のまちづくり担当係長の木原でございます。木原も、4月の人事異動で新たにこちらの担当になりましたので、よろしくお願いいたします。

また、一番左端におりますのが、福祉のまちづくり担当の千葉職員でございます。千葉職員は、昨年度から変更ございませんので、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局の変更は以上でございます。

続きまして、本日の委員の皆様のご出席の状況につきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

本日は、川原委員、照井委員、横江委員の3名の委員様からは、所用のためということで、あらかじめ欠席のご連絡をいただいているところでございます。また、日野委員、それから、齋藤委員につきましては、遅参をされるものと思われま。

なお、札幌市社会福祉協議会からの代表として委員になっていただいております末廣委員は、ことしの3月末をもって社会福祉協議会を退職されておりますので、欠員という形で取り扱わせていただいております。

本日、当会につきましては、現任の委員数21名中、現在16名の方にこの席にご出席いただいております。福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項に基づきます会議の定足数は委員数の過半数となっておりますが、過半数に達していることをご報告させていただきたいと思っております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） 福祉のまちづくり担当係長の木原です。座って失礼させていただきます。

お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

資料の（1）から（4）は通しのページをつけております。資料（1）は、平成23年度公共的施設バリアフリーチェックの概要でございます。別紙として、図面が5枚添付されておまして、1ページから7ページまでとなっております。別紙（2）は、平成23年度危険施設等通報の概要でございます。別紙として、写真の資料が2枚添付されておまして、8ページから10ページまでとなっております。資料（3）は、危険施設等通報システム通報件数内訳で、11ページでございます。資料（4）は、第6期福祉のまちづくり推進会議の審議経過で、12ページと13ページとなっております。

その他の資料として、第6期福祉のまちづくり推進会議委員名簿と座席表となっております。

不足している資料はございますでしょうか。

資料確認については以上です。

事務局（東館高齢福祉課長） それでは、事務局からのご連絡は以上でございます。

ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

大垣会長 大変暑い中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

早速ですけれども、議題に従って進めてまいりたいと思います。

きょうは二つの議題がありますけれども、最初の優しさと思いやりのバリアフリー部会からの報告ですが、最初に事務局の方から、公共的施設のバリアフリーチェックと危険施設等通報システムについて、その概要についての説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） この後、松川部会長より、8月2日に開催いたしました優しさと思いやりのバリアフリー部会の審議内容の報告がありますが、その前に事務局から、その概要について説明させていただきます。

一つ目の公共的施設のバリアフリーチェックでございます。資料は（1）、まず1ページでございますが、平成23年度公共的施設のバリアフリーチェックの概要になります。

今回のバリアフリーチェックは、4月7日に実施いたしました。ことし1月のJR白石駅に次いで2回目となりました。今回のチェックの対象は、道路2路線で、1路線目は中央区の狸小路1丁目から7丁目と、2路線目は西区発寒の稲荷線で、いずれも歩道バリアフリー整備の設計段階でのチェックでした。

今回のバリアフリーチェックは、まず、狸小路2丁目に集合した後、2丁目から4丁目を歩いて現状を見ながら、事業担当部局であります建設局土木部道路課の担当者から、今後のバリアフリー化の整備内容についての説明を受けました。そこで、幾つかのチェックがなされましたが、その後、本庁舎会議室に移動して、さらにあわせて、稲荷線についても図面等を見ながら具体的な整備内容の説明を受け、出された意見、指摘の内容を集約いたしました。

バリアフリーチェックには、チェック実施者として札幌市身体障害者福祉協会から7名、札幌市老人クラブ連合会から2名の方が参加されておりました。また、バリアフリー部会からも、視察ということで、3名の委員が参加されました。

では、概要の8で、主な内容と市の考え方を整理いたしましたので、狸小路と稲荷線について順に説明してまいります。

なお、資料として図面等を添付しておりますが、狸小路につきましては、別紙1-1の3ページに路線図が、また、別紙2-1の5ページに整備内容を添付しております。また、発寒稲荷線については、4ページの別紙1-2に路線図が、また、6ページと7ページの別紙2-1と2-2に整備内容を添付しておりますので、一緒にごらんください。

まず、狸小路についてです。

となりますが、店舗の入り口と道路との間の勾配がきつい、車いすなどで通行する際に、舗装材の目地などの段差のためにがたつくなどの指摘や、排水の位置については現状と逆に中心部に集水してはどうかとの意見もありました。それに対して、道路課としては、勾配は可能な限り改善を図る、舗装材は目地の小さい物を選択するよう配慮する、マンホ

ールの凹凸も考慮する、また、排水の位置については中央集水の方法も視野に入れ検討するとのことでした。

次に、 の点字ブロックの色と位置についてです。

交差点の緑色の点字ブロックについては、国道部分になりますので、その旨を開発局に伝えるとのことでした。また、点字ブロックの設置場所については、中央に1本敷設するだけでよいのではないかと意見が出されました。道路課では、点字ブロック設置の位置を真ん中1本にするか、両側2本にするかについては、そのメリット、デメリットを考慮して、今後、検討するとのことでした。

ですが、自転車通行に対する表示方法がわかりづらい、歩行者の動線上に自転車が置かれているとの指摘がありました。道路課では、今後、自転車利用の仕方、マナー啓発を狸小路商店街と協議し、検討したいとのことでした。

2ページに参りまして、 の地下街3丁目エスカレーター入り口の段差については、複数の意見や要望が出されました。段差が高くて危険であるとの指摘、一方では、段差をもう一段つけるべきであるとか、はっきりとした高さの段差の方が望ましいとの意見もありました。また、段差の部分に手すりが欲しいとの要望、降りるエスカレーターも必要であるとの要望のほか、さらに地下街からのエレベーター設置を検討してはどうかという意見も出されました。一方、4丁目エスカレーター入り口についてはフラットですが、段差が全くないのもよくないなどの意見も出されました。道路課としては、施設管理者である株式会社札幌都市開発公社と協議し、できる範囲の中で安全な構造となるように検討していきたい、また、エレベーター設置要望についても公社と協議するとのことでした。また、高齢福祉課からは、この箇所が昨年度と今年度に危険施設として通報があった箇所であることを説明し、昨年度に通報があったときに、公社には既に伝えておりますが、公社によると、すぐ横に店舗の入り口があり、段差も高いため、歩道へのすりつけやスロープ設置は困難であること、今後は、指摘があったことを踏まえ、音声案内も含め内部で検討したいとの回答があった旨を説明しました。

のその他として幾つかの要望が出されましたが、道路課からは、現在、狸小路は車道ですが、一般道から歩行者専用道路とするか歩く箇所を分離するという形で点字ブロックを敷設できるようにしていきたいとの説明がありました。

次に発寒の稲荷線についてです。

ですが、商店街区間については歩道の拡幅ができないのか、また、1本の歩道をつぶしてはどうかとの意見も出されました。道路課からは、歩道の幅員は最小メートルと狭いのですが、車道も狭く、かつ、流雪溝、バス路線、商店街であるために歩道拡幅は困難であること、歩道有効幅員が1.5メートル確保できないため点字ブロック設置も困難ですが、整備としては勾配の緩和と舗装材の改良整備を実施する予定であるとの説明がされ、それ以外の意見等については、設計を進める上で参考または検討するとのことでした。

ですが、踏切のレールの本数が多いので車いすで渡るのは大変であるとの指摘がされ

ました。道路課からは、不要なレールがあれば撤去についてＪＲ北海道と協議を考えているとのことでした。

ですが、車いす利用者にとって、発寒中央駅のエレベーターが北側にあるのですけれども、そこに行くまでに車道に段差がある、歩道が狭いなどの指摘に対しては、道路課では可能な限り改善していきたいとのことでした。

の踏切部の交差点信号に音声案内、押しボタンをつけてほしいとの要望もありましたが、この件につきましては所管の警察に伝えるとのことでした。

の踏切部の点字ブロックの設置については、中途半端な部分のみの設置ならばかえって危険であるので、よく調べてからブロックを設置してほしいなどの意見が出されました。道路課からは、札幌軽川間線、これは発寒中央駅南側と稲荷線とが交差する路線になるのですけれども、これについては駅側のみ、稲荷線については交差点部のみにとめのブロック、点状のブロックを設置する予定とのことでした。しかし、意見を受けて誘導しないという選択肢も含め、設置場所については十分検討するとの説明がありました。

のその他として、視覚障がい者にとっては、点字ブロックがあれば危険がないと判断して自分一人で歩いてしまうけれども、この場所は危険であるので、むしろ手引の方がよいとの意見なども出され、道路課としても同様の意見なので、その考え方で整備を行っていききたいとのことでした。

次に、危険施設通報システムについてです。資料は（２）の平成２３年度危険施設等通報の概要で、８ページになります。

平成２３年度の通報につきましては、４月から７月までの間に６件の通報が寄せられました。そのうち、高齢福祉課に直接寄せられた通報は２件、他の４件は市民の声を聞く課、各区の広聴係に寄せられたもので、参考送付として当課に送られたものです。寄せられた６件の通報のうち、危険施設等通報システムの対象となるものは２件ございまして、その２件ともに危険であると判断されています。また、対象にならないものは４件ございまして、南区役所のトイレ、里塚霊園の階段の手すりの設置及びスロープ化、地下鉄学園前駅構内の点検工事の表示の場所、駅前通の点字ブロックの未設置について、４件でした。そのうち、初めの３件については要望、意見、また、最後の駅前通の点字ブロックの未設置の通報については道路についての内容となりますので、このシステムの対象外として整理しております。

危険施設等通報システムの対象となる２件について、その内容をご説明いたします。

まず、９ページになりますが、別紙１をごらんください。

南区広聴係に寄せられたもので、ポールタウンから狸小路３丁目へ出るエスカレーターの出口の段差が高くて危険であるというものです。この事例は、昨年１２月に当課に寄せられた通報と全く同じ場所と内容のものです。

なお、ことし１月に開催された危険施設等審査委員会において、このシステムの対象であり危険施設であると判断されております。この通報に対する対応については、既に前回

の会議でご報告させていただいておりますが、当該箇所の管理会社である札幌都市開発公社に伝えております。また、先ほどのバリアフリーチェックの結果報告書でも説明いたしましたけれども、先月実施した公共的施設のバリアフリーチェックの狸小路の歩道のバリアフリー化の対象区間内にあるものでありまして、土木部道路課も問題箇所として理解しており、歩道のバリアフリー整備を進めるに当たって公社との調整も図りながら段差の改善方法を検討したいとのことでした。

次に、10ページになりますが、別紙2をごらんください。

当課に寄せられた視力障がい者の女性からの中央図書館の外階段についての通報です。

内容は、中央図書館の玄関へは、歩道からも駐車場からも階段を数段上がらなければならない、手すりはあるが、特に階段を下る場合、段差部分に明度差がないため、わかりづらく、危険であるとのことでした。通報者は、何度か転倒しているとのこと、視覚障がいがなくとも高齢者でも危険であると思われるとのことでした。通報者によると、地下鉄の階段の段差部分には赤色と黄色のテープが張っていますが、そういったものを張ってほしいという内容でした。実際の写真をごらんいただきたいのですが、階段の一部に段差を明示するテープが張られた跡がありますけれども、見えづらいようです。中央図書館管理課によりますと、今年度、ユニバーサルデザインに基づく図書館サインの見直しを検討中であり、その中で、当該指摘箇所を含む誘導サインについても検討対象としているとのことでした。そのため、最終決定がされるまでの当面の対応として、遅くとも9月までには指摘のあった階段に表示テープの張りつけを予定しているとのことでした。この事例は、昨年11月に通報のあった他施設、薄野のラフィラですけれども、場所は違いますが、同様の内容であり、1月の審査委員会で危険施設と判断されておりますので、この件についても、改めて審査委員会は開催せずに、このシステムの対象として整理し、危険施設として判断いたしました。

なお、ここで、このシステムの対象とならない事例ではありますが、南区役所のトイレについて3項目の相談がございまして、部会にご報告した際に、委員の皆様から、南区役所総務課から高齢福祉課への回答内容が市役所内部でのやりとりのせい、説明や配慮が不足しているとの意見が出されましたので、再度、南区役所に問い合わせたところ、次のような説明と回答がありましたので、ご報告いたします。

1項目めの南区役所1階の女子トイレの和式から洋式への改善については、コストの関係もあり、現時点でも実施しないとのことであります。その点については変更ないのですが、区役所からの詳しい説明では、1階女子用トイレには和式2カ所と身障用トイレ1カ所があり、確かに洋式トイレはないのですが、2階、3階にはそれぞれに洋式トイレが1カ所ずつ配置されているとのことでした。2階の洋式トイレについては、車いすでの使用はできませんが、個室スペースを拡張し、利便性の向上を図っているとのことでした。なお、部会において、1階の洋式トイレが身障用トイレに変更されたのかとの質問がありましたが、南区役所総務課に問い合わせたところ、そうであるかもしれませんが、その経

緯については不明とのことでした。

2項目めの車いすトイレはトイレトーパーまで距離があるので改善してほしいとの要望については、当時、より近い場所に取りつける方向であります。コストを見積もった上で最終的に判断するとの回答でした。その後、6月中に、便座に座って右側のより近いところにペーパーホルダーを新設し、改善を終えたということです。

それから、3項目めのカーテンの隙間でございます。一番広いところで3.5ミリということですが、利用者のプライバシーの保護という観点において重要な支障を生じるものではないと判断し、改修等は実施しないとの回答でした。しかし、今回改めて女性職員にも確認してもらったところ、近づいてのぞいても中を見ることは困難であり、現時点では問題ないと判断しているとの回答でした。部会でも説明しましたが、この相談は、相談者が匿名であり、相談者への回答が求められていないものであるため、市政相談処理表として参考送付された高齢福祉課が南区総務課に回答を求めたものです。市役所内部でのやりとりのせいか詳しい説明が不足した回答となっていました。今後は、要望に沿えない場合でも、所管課に対して詳細な事情を丁寧に説明してもらおうなど、配慮のある回答を求めてまいりたいと思います。

次は、資料(3)の危険施設等通報システム通報件数内訳で、11ページになります。平成22年度と平成23年度の通報件数を整理しました。

1は、システム対象と対象外別の内訳、2は、通報先と方法別の内訳となっております。平成22年度は運用を開始した9月から3月まで、平成23年度は4月から7月までの4カ月間の数字を掲載しております。このシステムでの平成22年度の通報は27件ございました。1月に開催された危険施設等審査委員会において、このシステムの対象となると判断されたものが6件、システムの対象とならないと判断されたものが21件ございまして、システムの対象となると判断された6件のうち、危険施設等に該当すると判断されたものは5件、該当しないと判断されたものは1件でした。平成23年度の7月末までの件数については、先ほど通報一覧でご説明したとおり6件でございます。6件のうち、このシステムの対象となるものは2件で、そのいずれもが危険施設に分類されると判断されます。なお、システムの対象とならないものは4件ございました。

このシステムの概要について、改めて簡単にご説明いたします。

このシステムは、市民から危険な施設に関する情報の通報があった場合、公共的施設が法令、条例でバリアフリーに関する整備基準を満たしているか否かにかかわらず、通常有すべき安全性を欠き、または、それに準ずる状況にあり、施設の利用者当の身体に具体的な危険をもたらす場合に、早期に発見して対策を講じることにより事故を未然に防ぐよう努めることを目的としております。また、このシステムは、主に建築物を対象としており、道路、公園に関するもの、また、具体的な危険ではなく、意見、要望的な性格のものは対象としておりません。そのため、システムの対象とならないものも多いのですが、システムの対象にならないものについても、いずれも貴重なご意見として、関係部局や関係企業、

団体にお伝えし、対応あるいは検討をいただいております。

事務局からは、公共的施設のバリアフリーチェックと危険施設等通報システムについて、その概要についてご説明しました。

大垣会長 ありがとうございます。

引き続きまして、松川部会長の方から、優しさと思いやりのバリアフリー部会での審議内容について、ご報告をお願いします。よろしくお願いします。

松川委員 バリアフリー部会の部会長をしております松川です。よろしくお願いいたします。

8月2日に開催しましたバリアフリー部会では、今年度の公共的施設のバリアフリーチェックと危険施設等通報システムについて審議をしております。

今、事務局から、その概要について説明がありましたけれども、部会では、この二つについて非常に活発に意見が出されて、重要な意見が幾つか出されておりました。すべての意見を紹介することはできませんけれども、主要な論点について、幾つかかいつまんでご報告をしたいと思います。

まず、今年度の公共的施設のバリアフリーチェックについてです。

先ほど説明ありましたように、狸小路のバリアフリーチェックに実際に出向いて行ったわけですが、部会から3名の委員が参加しております。参加された3人の委員からは、主に段差についての意見、それから、事前のチェックを行うことで意見がたくさん出ていいものができてくる、そういう期待感が持てるのではないかという意見です。それから、狸小路は札幌の顔でありますので、商店街の人の意見も取り入れる必要があるということです。それから、実際に歩いてみて、いろいろな人の意見が出されていったわけですが、そういう点が改善されていくと、快適な空間ができるのではないかという意見が出されております。

もう一つ、発寒の稲荷線についてです。

これについては、実際に現場に出向いてチェックをすることはできませんで、図面でのバリアフリーチェックということになったわけです。後ほど説明いたしますが、現場の状況をよく知らないとなかなか意見が出ることができないという意見がありました。その上で出された意見としては、発寒の稲荷線については、障がいがある人や高齢者に限らず、どういう人にとっても、あそこを渡るのは非常に危険であるということです。特に、視覚障がい者の方にとって、点字ブロックができたとしても、果たして実際に通行することができるのかどうか、そういう疑問が出されたわけです。そういう点からしても、地域の方からよく意見を聞き取った上で総合的に対策を考えていく必要があるのではないかという意見が出されております。

それから、バリアフリーチェックの実施時期についてですが、チェックをしやすくするため、設計のたたき台がある程度できた段階で実施した方がよいという意見もありました。

それらの意見について、事業の実施部局である土木部道路課から説明がありました。稲

荷線については、既に町内会長を含めて住民への説明会を開催して意見を聞いているということ、また、今回のバリアフリーチェックでは、狸小路が中心であったわけですが、踏切をまたぐ路線のようなバリアフリーチェックをすること自体、初めてということでしたので、急遽、今回はそこについての意見も聞きたいということで、今回のバリアフリーチェックに、図面という形ではありましたが、チェック項目に入れたという説明がありました。ただ、部会の意見からもありましたように、実際に現場を見ることは必要ですので、今後はそういう機会を持ちたいという説明もあったところです。

また、狸小路についてですが、埋設等の工事を担当する管理者とも調整しながら施工すること、それから、舗装材はバリアフリーの素材の中でも地元の意見も了解を得て十分に検討しながら選択していくという説明がありました。今後は、今回のバリアフリーチェックの結果がどう反映されたかを確認できるような時期に、再度、バリアフリーチェックの実施を検討したいとの説明もありました。

今後のバリアフリーチェックの実施方法についての部会の意見は、大きく2点に集約されると考えております。

1点目は、バリアフリーチェック結果の検証ということだと思います。今回のバリアフリーチェックの内容について、完成前などに再度チェックを実施して、設計の段階で整理された意見、要望と市の考え方がどう反映されたかの確認が必要である。また、チェックした成果を整理し、その後、蓄積して生かしていくことが重要であるという意見が出されております。

2点目ですが、バリアフリーチェックの方法と時期についてです。先ほども出ておりましたが、やはり、資料のみではなく、実際の現場に行ってバリアフリーチェックを実施する必要があること、さらに、具体的な設計の段階、例えば設計のたたき台がある程度できた段階で実施した方がよいなど、実施時期について今後の検討が必要であるとの意見が出されております。

バリアフリーチェックは、まだ2回目ということでもありまして、実施方法や時期について、具体的に幾つかの問題点が見えてきたところであります。部会での意見も参考にし、改善すべきところは改善し、さらに効果的なチェックにつなげていくことが重要ではないかと考えております。

次に、危険施設等通報システムについての審議内容です。

まず、今年度に入ってから6件の通報について、このシステムの対象となるものが2件、ならないものが4件で、その内容について事務局から説明されましたが、部会としては、このシステム対象の判断と対応については、一応の了解をし、特に意見は出ておりませんでした。しかし、このシステムの対象とならない通報のうちの1件、南区役所のトイレについての説明で、南区役所総務課から高齢福祉課への回答内容が、市役所内部でのやりとりということもあったのでしようけれども、説明や配慮が不足しているという意見が出されておりました。これについては、先ほど事務局の方から説明がありましたので、私

の方から繰り返し説明することはいたしません。

審議の内容ですが、部会の委員からは、今年度に入ってこのシステムでの6件の通報件数は少ないのではないかと、実際はもっとたくさんの通報があるのではないかと、そういう疑問が出されておりました。それに対して、事務局からは、現在、本庁の市民の声を聞く課と各区の広聴係に寄せられる意見のうち、福祉のまちづくりに関係するものは参考送付されるため、高齢福祉課において集約できるけれども、実際に各施設に直接入った通報のうち、主に解決されていると考えられるものはなかなか挙がってこないということで、市全体での集約の難しさがあるのだという説明がありました。さらには、このシステムで、市民からのいろいろな意見が出てくれば行政の方でも視点が絞られてくるので、逆に事前にチェックできることも多くなるのではないかと意見が出されております。また、事故が起きてからの対応ではなく、少なくとも、現在出ているものについては早急に対応できるようなシステムにしていかなければならないと。特に、狸小路3丁目のエスカレーター出口の段差は技術的に難しいことではあるけれども、何とか改善されればこのシステムが動いていることが実感されるという意見も出されております。

危険施設等通報システムについての意見を集約しますと、このシステムの周知方法の検討の必要性ということになるかと思えます。現在、通報件数が少なくなっていることから、積極的な周知方法を考えていかなければならないという意見が出されております。それに対して、事務局からは、今後も広報さっぽろへの掲載、パンフレットの配布先を広げるなど、市民への周知方法をさらに検討していくという説明がありました。

雑駁ですけれども、優しさと思いやりのバリアフリー部会における審議内容の報告は以上でございます。

大垣会長 ありがとうございます。

事務局から報告と、前回の部会での審議内容について報告いただきました。この件に關しまして、何かご質問やご意見ございますでしょうか。どんなことでも結構です。

特に、部会に入っていらない委員は、初めて内容をお聞きになると思しますので、ご質問でもご意見でも結構ですけれども、何かございますでしょうか。

千葉委員 千葉と申します。公募で選ばれました。

先ほど松川委員の方から、通報システムの通報件数が少ないのではないかと意見もあったということです。今、実際に市役所の中で区分けが大変難しいということと、もう一つは、市民から選ばれた市議会議員がいるはずですから、そういう人たちへの苦情などはないのですか。苦情というよりも、こういうものを作ってもらいたいということはないのですか。

大垣会長 その辺について、事務局の方で何か把握されていますか。

千葉委員 市議会議員から、こういうものの設置を地域の方に言われたというご意見はないのですか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） これは、去年の9月から運用しているので

すけれども、今のところはないです。

千葉委員 わかりました。以上です。

大垣会長 どうもありがとうございます。

ほかに、ご質問、ご意見はございましたらどうぞ。

牧野委員 牧野です。

質問ですけれども、資料の1ページ目の8番目の狸小路の に、点字ブロックの色、位置についてというところがございます。その中に、点字ブロック設置の位置を真ん中1本にするか、両側2本にするかについては、そのメリット、デメリットを考慮して今後検討するとあります。私の方ではよくわからないのですが、1本だとすると、視覚障がい者が左と右から来た場合にぶつかるのではないかと単純に思ったのです。これだけのスペースがある中で、1本にするか、2本にするかという検討は、なぜ1本にということを出しているのか教えてください。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） 道路課では、まずは左右2本にするというのが原案でした。その中で、チェックされたお一人の意見として、真ん中1本にしてしまっているのではないかと意見がありました。今おっしゃったように、1本のときのデメリットは、行き交うときにぶつかるということです。2本であれば、勾配の関係などだと思うのですが、デメリットがあるということですから、そのデメリット、メリットを検討して、再度、その意見を受けて道路課の方で検討し、1本にするか、左右2本にするかを決めるということです。

牧野委員 やはり、安全性を第一にということでは検討していただければありがたいと思います。

もう一つ質問ですが、先ほど、南区役所のトイレの状況をご説明くださったのですけれども、1階には和式しかなくて、2階、3階には洋式があるということで、2階は、車いす対応ではないが、ちょっと広目のスペースというお話だったと思うのです。車いすの対応のトイレはあるのでしょうか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） 1階に和式二つと一つ車いす障がい者用の車いす対応のトイレがあります。

牧野委員 そうですか。ありがとうございます。

大垣会長 ほかにご意見、ご質問はありませんか。

岸委員 北大の岸です。

私が第5期のときに部会長を務めて、交通バリアフリー新法に対応した新バリアフリー基本計画を策定して、ここでも承認されているものがあるのですが、きょう、その資料はありますか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） 今回はございません。

岸委員 私も、きょう持ってくればよかったのですが、先ほど、稲荷線の幅員が拡幅不可能だという結論でまとめてしまっているところがちょっと気になりました。私が部会長

を務めてつくった基本計画とはどういうことをやったかというのと、一応、バリアフリーの整備水準を満たしていない歩道を、札幌市の駅を中心に全部洗いざらいピックアップして、まず、基準にのっとって整備ができているところとできていないところを色分けしたのです。あとは、整備水準を満たしていないところをどうするかは、予算の関係上、札幌市の道路を全部一遍に整備するのは難しいので、優先順位を決めて重点整備区間というふうに策定して、その資料はないですか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） 第5期はそうだと思うのですが、第6期に関しては、部会が……。

岸委員 私の言っているのはそういうことではなくて、問題なのは、有効幅員が2メートル以下で縦断勾配も5%以上とか、横断勾配2%以上とか、歩道と車道の段差が2センチになっていないところは、今後、基本的に優先順位の高いところから整備していきますということをうたっているのです。発寒中央駅のすぐそばの道路で平成23年度設計となっていますから、多分、基本計画にのっとって重点整備区間だからということで設計しているのかなと私は認識したのです。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） 当然そうだと思います。

岸委員 それなのに拡幅できないとなってしまうと、結局、あの基本計画は何だったのだということになりかねないと思ったのです。ここは、所管の部署が違うからきょうは資料がないのかもしれませんが、あの基本計画は、第5期で認定されて、承認されて、一応、それにのっとってこれから歩道を整備していきましようというものなのです。それとの関連性をちゃんとチェックしていただきたいと思います。要望としては、ここが重点整備区間に入っていたか、いなかったかということです。私が全部を覚えているわけでもないの、きょう私が持ってくればよかったのですけれども、入っていたとするならば、2メートルの拡幅ができないと言うのであれば、それに対して何らかの別途の対応が必要です。これは、たまたま、今回、チェックをしたから拡幅できないということがわかったと、たまたまということも見受けられると思うのです。実は、重点整備区間というのは、札幌市にいっぱいあって、ただ、いざ実際に設計してみようとなったらできませんという形になってしまうのはよくないと思うので、その辺の見直しが必要になってくるのかなというのが私のコメントです。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） 当然、重点整備区間の一つであるのは間違いなくて、それは重点的、優先的にやっていくということですから、その整備区間であるのは間違いありません。

岸委員 ここは整備区間になっていますか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） なっていると思います。

岸委員 なっているのであれば、あのときの基本計画で、札幌市の地下鉄の駅とかJR駅の全部に駅を中心として地図があって、赤く塗っていて、ここは将来バリアフリー対応になりますという形でうたったのです。うたったにもかかわらず拡幅できないというのは、

期待外れというか、市民の期待を裏切ることになりかねないと思うのです。だから、商店街が並んでいるからできないとかというのは個別の事情だと思うのですが、できないならできないなりに、別途カバーする対応が必要かなと思いました。

事務局（東館高齢福祉課長） 今、委員がおっしゃっている冊子を職員がとりに行ってあります。ですから、それを確認した上で、今、委員がご指摘の部分について、再度、我々の方から、今の位置づけと、また、位置づけがそうなっているのに、今回はただ拡幅困難ということで整備されているのであれば、そこら辺を具体的にどう考えていくのか、きょういただいたご意見を受けて、所管部局と協議していきたいと思います。

今の委員からのご質問については、職場から冊子を持ってきて確認しますので、それを確認してからということでもよろしいでしょうか。

大垣会長 それ以外のことで何かございますか。

岸委員 もう一ついいですか。

中央図書館の階段のところに、遅くとも9月までには指摘のあった階段に表示テープの張りつけを予定しているとのことであると書いてあります。この9月までという表現は、9月1日の時点で張られているのか、9月30日までに張るのか、どちらなのですか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） 確認します。

岸委員 テープを張るぐらいだったらすぐにできるかと思うので、何でこんなに時間がかかるのかというのが私の意見です。

大垣委員 ほかにございませんか。

鈴木委員 通報システムについてです。私もこの会議の場で承認しておりますので別に否定するつもりはないのですが、件数が比較的少なくなっているということもありますけれども、これは主に建築物を対象としているのですね。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） そうです。

鈴木委員 件数を見ますと、道路関係とか、そういうものも9月から3月は結構多くなっています。最近、バリアフリー、ユニバーサルデザインの対象も広がってきていますし、バリアフリー新法もそういう考え方になってきていますので、対象をどんどん広げていって、ワンストップの場所ではないですが、一つの窓口として機能させていくというお考えはないのでしょうか。

事務局（東館高齢福祉課長） 委員がご指摘のとおり、件数が減っている部分があります。去年の9月からスタートしましたが、スタート時に、各区も含めてチラシを配布して周知にかなり力を入れておまして、この半年で、市民の皆様へ情報としてかなり注目されたということもございまして、システム対象外の部分のご意見をかなりたくさんいただきました。恐らく、23年度に入りまして、当初、そういう形で広く周知を図ったのですが、そういったものは、引き続き繰り返してやっていかないと、皆様は、そのときにこういうシステムができたことが頭にあって、時間がたつと風化していくところもございませ

ですから、私どもは、対象をどうするかということもあるのですが、まず、今の状態の中で、システム対象になる危険箇所はこれしかないのかどうかも含めて、再度、チラシや広報も含めて改めて周知を図ってまいります。そして、市民の皆様はこのシステムを意識していただいた中で、気になるところがこれぐらいの件数しかないのかどうか、ここで周知を図れば、昨年と同じように、かなりの反応が出てくると思います。

鈴木委員 件数だけではないと思うのです。考え方として、ユニバーサルデザインのスパイラルアップという言葉がありますが、対象をどんどん広げていくということもあります。また、言いにくい話かもしれませんが、今回はシステム対象外としたものの中に危険箇所に該当されるものはなかったのですか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） 今年度ですか。

鈴木委員 今年度というか、今までの事案の中でですね。

ある、ないは別として、考え方として、これはすばらしい事業だと思しますので、危険な箇所の対象を少しずつ広げていくとか、危険であれば対象にこだわらないとか、札幌市でやるものは札幌市でやる、高齢福祉でやるものは高齢福祉でやる、そうではないものは担当部署にうまく周知を図っていくということでもうまく機能させていけば、すばらしいシステムになるのかなと思っています。

事務局（東館高齢福祉課長） 道路、公園につきましては、札幌市の施設ということで特化されますので、委員のご指摘もひとつ今後の課題とします。

一方で、道路、公園については、区の土木センターが所管というところが市民の皆さんの念頭にありまして、いろいろ気になられるところはたくさんのご意見をいただいております。それに従って、区の土木部で対応すべき危険箇所はすぐにやる、あるいは、危険がなくても、利便性という部分で、そこは予算との絡みの中で優先度をつくって考えてやっていっております。逆に言うと、我々を通して土木部に伝えると時間がかかってしまうところがあります。市民の皆さんも、道路、公園については、我々が窓口というより、何か気になったら、直接、区の土木部にすぐ電話というケースが多いです。土木には、非常にたくさんの改善要望を日々いただいている実績もございますので、委員のご指摘も含めて、我々の方が絡んでいくのがいいのかなのか、そこも含めて我々内部でも考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） 先ほど岸委員からお話がありまして、発寒の稲荷線が重点整備区間かということですが、整備区間でございますね。

鈴木委員 一定程度にはなっていますか。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） なっております。

岸委員 こんな感じで、平成21年3月に各駅ごとに基本構想がまとめられて、第5期の福祉のまちづくり推進会議で、部会の結果を私が説明して、ご承認いただいたものによって、基本的にこの基本構想ののっとり歩道のバリアフリーが進められております。お願いですけれども、これは第6期になっても第7期になっても続いていきますので、い

つも用意してほしいと思います。

問題の発寒中央地区が点線だからまだ未対応になっていて、これから整備しますという形で位置づけられていると思うのです。位置づけられているということは、基本的にはバリアフリー基準を満たそうという形でうたっていて、勾配ももちろんですけども、幅員は2メートルを確保したいということですからずっと議論をしてきているはずで、設計段階になったところで、これができませんでしたという形になるのであれば、それは事情がありますからできないものはできないという形になるのかもしれませんが、だったら、どこでカバーできるか、ほかにカバーのしようはあるのかということ。1.5メートルあれば基本的には車いすの方が1台通ることは可能かと思うのですが、例えばそれをハードではなくてソフトの面からの運用でカバーできることはないのかということが議論として必要になってくると思います。

実は、一番最後のところに、スパイラルアップという形でうたっているのですが、こういう構造は継続的に見直しをしながら、悪いところや改善していかなければいけないところはどんどん反映させていきたいと思いますということもうたっています。きょうの話を聞いてみると、反映させていこうという次の動きが必要になってくると思いました。

ですから、ここの議論でどうするという話ではないのですが、福祉局から担当部署に、構想に沿って整備できない場合はどうするのだという対応策を検討してほしいということを要望してほしいと思います。

事務局（東館高齢福祉課長） きょう、委員からご指摘いただいた部分は、道路課の方にきちんと趣旨を伝えまして、できないならできないで、それを補完する手法なり工夫が考えられないのかということが、福まちの会員から改めていただいたご指摘ということ。それについては、私どもは担当ではないのでどんなことができるということをお答えできなくて大変恐縮ですが、所管課の方で、どういう考え方がとれるのかというものをきちんと検討してもらって、何らかの方向性を整理したいと思います。

きょうのところは、我々の方から所管に確実に伝えることをお約束して、今の段階で申し上げられることはそこまでということでもよろしくお願ひします。

大垣会長 今、岸委員からご指摘がございましたけれども、今までこの委員会などでやってきたいろいろなことがそれ切りで終わるのではなくて、その後に全部つながっていかねば意味がないのです。今、継続性とおっしゃいましたが、せっかくなつくられた貴重な資料がありますので、それに対応するものが出てきたときには、前のときの資料ではこうなっているということを含めて出していただいて議論するような体質が必要ではないかと思います。特に、部局が違うことでなかなか難しい面があるようですが、できるだけそれも克服しながらやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

大垣会長 この件に関して、ほかに何かご意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

大垣会長 ないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

第6期福祉まちづくり推進会議の審議経過につきまして、事務局からご報告いただきます。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） 第6期福祉のまちづくり推進会議の審議経過についてご説明します。

資料の12と13ページの（4）ですが、第6期の任期は平成21年9月1日から23年8月31日でございます。資料では、時系列順に1から9までを整理しました。それぞれの会議については、そこで審議された議題を記載しております。福祉のまちづくり推進会議、いわゆる全体会議は、1の平成21年12月1日、3の22年7月26日、6の23年3月2日、そして9になりますが、本日と4回開催しました。また、第6期の福祉のまちづくり推進会議では、部会として優しさと思いやりのバリアフリー部会を設置しました。2の平成22年6月18日、5の23年2月2日、8の23年8月2日と3回開催しました。第6期福祉のまちづくり推進会議では、第5期に引き続き部会を中心に優しさと思いやりのバリアフリーを検討していただき、昨年7月に第2回福祉のまちづくり会議における新たなシステムの導入決定を受けて、昨年9月からシステムの運用を開始いたしました。その新システムの一つであります公共的施設のバリアフリーチェックを、4の平成23年1月11日と7の23年7月7日の2回実施しまして、部会の委員にも出席をいただいたところです。

第6期福祉のまちづくり推進会議の審議経過は以上です。

大垣会長 今、事務局の方から、資料4に基づきまして第6期の福祉のまちづくり推進会議の審議経過についてご報告いただきました。これにつきまして、ご質問、ご意見は何かございますか。

千葉委員 我々は今回で任期満了ということで、私は部会を抜かしたほかの4回はすべて出ましたが、ちょっと深みが足りないと思っております、さらっと流れているような気がしてならないです。今、岸委員が言ったように、ある意味ではきちんとした形の中で残していくことですから、もう少し深みのある議論が必要だと思っております。これは私の意見ですが、もう少し重要性のある部分を各地区から選出されたせっかくの委員ですから、正直に言って物足りないような気がします。どこが物足りないのか具体的にはわかりませんが、今、任期が終わった一つの感想を述べさせていただきました。

大垣会長 一つは、部会に入っている方は、部会でかなり具体的な問題を議論していて、その結果を全体の会議で報告する形になっていきますので、その辺の問題もあると思います。多分、6期以前は、全体の中に二つの部会があって、そのいずれかに委員が属されていて、交通部会とバリアフリー部会でそれぞれ議論したことを全体会議で確認するというスタイルをとっていましたので、部会が一つで全体会議の中で報告というのは今回が初めてだったように思います。その辺の欠陥があるのかなという感じがしました。

やはり、具体的なテーマを決めて、それについてみんなで議論していかなければいけないと思います。内容の報告を受けて、それに対して何か意見を言うのは、もちろん全く出

せないことではないですが、深めていくのがなかなか難しいかもしれません。

中田委員 公募委員中田と申します。

私も公募で入ったので、専門的な協議会などに所属しているわけではなく一住民としてだと思ったのですが、先ほど岸委員からお話しありましたように、過去の蓄積というか、これまで積み上げたもので、今の第6期がどういう位置づけにあるのかがわからないまま参加しました。ですから、建築家でもなく、当事者の目線でもないとなると、先ほどおっしゃったように、部会にも入れないし、今回の会議だけに参加しているので、自分がどこまで言っているのかも全くわからなかったというのが、この2年間の4回の会議だったように思うのです。

私個人としては、福祉の分野ですと勉強や研究をしてきたので、どうしてもソフトの部分が目につきました。もっと住民に投げかけるような情報提起をどうするのか、逆にそういう意見をどうやって生かしていくのかとか、それこそハードの部分だけでなく、ソフトの部分で、思いやりのまちづくりというテーマをどういうふうに札幌市の中で醸成していくのかという話をできるかなという期待があったのです。ですから、その状況が少し違ったということが参加してみてわかりました。運営上難しいのかもしれませんが、今後4年間もこのペースで話し合いをされるのかどうかわかりませんが、知っている人だけがバリアフリーの情報をよく知っているとか、知らない人は全くわからないで届かないということを少し改善されて、住民に近い形で、情報提供なり、皆さんの声でここが改善したとか、逆に、皆さんが何かを言えば次に改善につながりますとか、そういったところをもっと住民に近い形で展開していただければ、すごくうれしいと思います。

大垣会長 この際ですので、この会議あるいは部会の持ち方を含めて、ご意見がございましたらどしどし出していただきたいと思います。

坂井委員 私も公募委員の坂井と申します。

私も、指定管理者選定委員会の委員として幾つか出させています。今のお話にありましたように、全5回でどんなことが審議されてきたということが全然わからないので、この発言が適切な発言になるのか、それは過去にやったことで、今はこれなのだということなのか、その辺のことがよくわからないまま、発言をちゅうちょしてきたまま期間が済んでしまった感じがあります。これは、千葉委員とも同じように、委員にさせていただいて、これで本当によかったのかなというやや後ろめたいところがなきにしもあらずです。

第7期の委員の選考は済んでいると思いますが、私がほかのところでもお願いしているのは、新しく委員になった方には、必ず第1回委員会の前にオリエンテーションをやっておいた方が親切ではないかと申し上げます。もし参考にしていただけたらありがたいと思います。

大垣会長 ありがとうございます。

その意見は、多分、これまでも出ていたように思います。部会でも、これまでどういう議論をしてきたのかという経過がわからないという点が出ておりました。部会の最初のこ

るに、過去の整理されたものが出てきた時期があったように思いました。それが毎回実行されているかということ、実行されていないままです。これはまずいことですので、今の意見のように委員が変わってきますから、これまでの成果を確認するということは、ずっと継続してやっている委員にとっても大事です。それぞれの経過を踏まえながら今期の課題があるということを理解していただく必要があると思います。そういう準備体制をとっていくべきかと思しますので、よろしくをお願いします。

事務局（東館高齢福祉課長） 私も、この春に来たばかりなものですから、今ご意見をいただいて、平成21年12月に開かれた第6期の一番最初の会議の資料が手元にあったものですからめくっていました。実際にどこまでの説明をさせていただいたか、議事録を見ていないのでわかりませんが、恐らく、時間の都合もあって、かなり簡素なご説明にとどまってしまったと思っています。ただ、資料としては、今いろいろご指摘をいただいたように、福まちの推進会議が平成11年にできて、第1期から第5期までのそれぞれの期において主にこんなことを皆さんに議論いただいて、成果物として、例えば第4期ではお出かけバリアフリーガイドを発行しましたとか、冬のバリアフリー部会ということで、冬期生活に関する調査の結果も皆様にご報告をしてご意見をいただいたとか、それぞれの経過は資料としてご提示させていただいたようです。しかし、冒頭申し上げましたとおり、時間の関係もあって、本当にさっと、1期ではこんなこと、2期ではこんなことをという感じだと思います。公募の委員の皆さんは、特に初回の会議で我々からのご説明だったと思いますので、説明をさせていただいたと我々が申し上げても初めて聞いたお話ということで、過去の流れを情報のベースとして持っていただく前に動いてしまったという感覚をお持ちになられたと思います。

今のご意見を参考にさせていただいて、次の第7期のときは、初めての委員にはこれまでの取り組みのようなものを別な機会に情報提供などをさせていただきたいと思います。福まちの推進会議が、その期だけではなくて、今までどんなことをどんなふうに議論していただいて今この段階であるのかということも、初めて委員になっていただく皆さんには、極力、情報としてお伝えさせていただきたいと思っております。

きょうは、その点について貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

浅香副会長 私は、バリアフリーのチェックをする職場に勤めて30年以上になります。実際に障がい当事者がバリアフリーの現場を図面の段階からチェックするというのは、この推進会議が始まったのと同じ時期ですね。札幌ドームをこれからつくるといったときに、私たちの団体やほかの団体を呼ばれまして、工事の段階に、ヘルメットをかぶって、コンクリートの打ちっ放しで座席も何もない段階から5回も6回も見せてもらって、車いすのスペースがどうあった方がいいか、手すりがあった方がいいかと、事細かに聞かれました。それでも、できた段階で、車いすスペースをつくったら前が通り道で、常に人が動いている見えないものだから、できた後に改善してもらっております。また、手すりも、急勾配で障がいがない方でも大変なところにどンドンつけてもらいました。

その中で、今、一番関心があって、札幌市の方に説明を求めて常に情報をいただいているのは、藻岩山のロープウエーとか山頂関係です。そこについては、これからも要望させていただきたいと思います。

でき上がったばかりの地下歩行空間も、市の方をお願いして、それぞれヘルメットをかぶって2回か3回は見学させてもらいました。

ただ、創成川の公園だけは、時期も時期だったものですから、最終的に図面段階しか見ることができなかったのですが、リングがあるのです。テレビ塔の真後ろで、すごく有名な方がデザインしたということですが、実際、ドライバーからもほとんど見えませんし、近くの歩道を歩いてようやく気がつくのです。あの設計段階のときに、車いすで通れますかと聞いたら、幅員が最小のところでも1メートルあるから大丈夫だと言われたのです。ただ、大丈夫だと言って、手すりはあるのですが、手すりと渡るところがほとんどないものですから、絶対に危険です。緊急時に川を渡るにしても、幅員が1メートルしかないところに10名がいたとすると、何でもそうですが、わっと押し寄せたらすごく危険だということを言いました。実際に私も見に行ったのですが、トイレにしても、こうしてほしいと要望したものが半分ぐらいしか聞かれなかった面もあります。リングは今でもすごく腹が立っているのですけれども、リングができ上がって何か賞をもらったと聞いて、設計段階のときに有名な設計士に、障がい者でもユニバーサルな考えで設計してもらうように頼みましたかと札幌市に聞いたところ、そういうことは一切言わないで、あくまでもデザインを優先してつくってもらったと言われたのです。デザイナーのデザインなものだから直しようがないと言われたのですが、市の方も、優しさの思いやりのバリアフリーの基礎となることを考えてほしいと思っています。そうしなければ、これから第7期、8期、9期になっても同じことの繰り返しになってしまうので、そういう基本的な優しさと思いやりを感じながら都市景観を考えることもいいことだと思いますが、基本はユニバーサルであって、直すべきところはバリアフリーを考えてつくっていただければと思っています。

大垣会長 いい機会ですので、何かございましたら意見を出してください。

鈴木委員 部会制をとっていらっしゃると思いますが、部会に入っている委員は何人くらいおられるのですか。私も今期からですから余りよくわかっていないのです。

先ほどどなたかからもご指摘ありましたけれども、特に公募委員の方は議論をしたいということで入ってこられたと思います。例えば、優しさと思いやりのバリアフリー部会のシステムはある意味でソフトですが、ハードのチェックが結構多いと思いますから、場合によっては、最近、運輸局でもやっている心のバリアフリーといいますが、ソフト面を重視してはどうかと思うのです。対象が広くてなかなか難しいと思いますが、物になる、ならないは別として、検討する部会をつくって、どなたもどの部会かに属しているというシステムをとると、先ほど言われた方の懸念も少しは解消できると思いました。

事務局（木原福祉のまちづくり担当係長） 部会の委員数は8名です。

堤委員 今、鈴木委員がおっしゃったように、私はバリアフリーの部会委員ではござい

ませんのでわかりませんが、担当として私のところからも2名出ております。ただ、実際に2名は出ていても、その結果が、そのときにいろいろなチェックをする、そのチェックの段階は、松川委員からもいろいろな情報が流れてくるのですが、実際に建物ができたときに、そのチェックをしたものが本当にそのとおりにでき上がっているのか、あるいは、こういうチェックがあったけれども、残念ながらできませんでしたという報告がなされていないというのは、今後、非常に必要なことだと思います。特に、白石駅の場合は、寒空に身障者のお年寄りが行ってチェックしても、結果が何も報告されなければ、せっかく皆さん方が寒いところで震えながらチェックをしていた意味が何も無いのではなからうかと思えます。意味はあるだろうけれども、現実的に、今、こういう推進会議に出ても、その結果が言葉上の報告で終わってしまうということになります。そういうものも、文面で教えていただければ、なお一層いいのではなからうかと思えます。

大垣会長 今の意見は、この間の部会のときも出ていましたね。狸小路は、これから設計に入るわけですが、いろいろなチェックをして、いろいろな意見が出て、それを整理して設計に反映させるということですが、実際にどう反映したかということを確認する必要があるという意見が出ました。これから、そういうシステムができるだけ実行できるような展開が必要かと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

私は、優しさと思ひやりの部会に最初から入っていたのですが、最初のころは、みんな自由に意見を言ってくれという話で、2年間やっても全然進まなかったです。逆に言うと、第6期のときに初めて、具体的な改善をしようという目標を決めて、二つの危険箇所とバリアフリーのチェックシステムを実現しようということで具体的な議論が展開した記憶があります。最初のときは、どうあればよいかという話だけが散漫に議論されていた記憶があります。確かに、議論を収れんさせて詰めていく作業はなかなか難しいですが、参加されている方がきちんと意見を言えて、それが成果として整理されていくような運営が必要なのだなと感じました。

いろいろご意見を出していただいて、7期以降の参考にもなると思えます。ありがとうございました。

今回で第6期が終わりますので、これからのあり方を含めて発言しておきたいという方はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

大垣会長 特にないようですので、きょう予定していた議題はこれで終わりました。事務局に戻したいと思えます。

3. 閉 会

事務局(東館高齢福祉課長) 第6期の委員の皆様は、8月末で任期を終えていただくこととなります。先ほどいただきました今後に向けてのいろいろなご意見を含めまして、優しさと思ひやりのバリアフリーの5期からの継続という形で、最終的な具体化、そして、

スタート、運用ということで、きょうご報告させていただいた案件も含めて、実際の具体的な箇所のチェックにも部会の委員の皆様が何名か携わっていただきました。それらも含めて、第6期の中で新しい取り組みをスタートすることができましたのも、この会議の皆様のいろいろなご意見、ご指摘があったからだと思っております。

本当に2年間、お忙しい中、ご協力いただきましたことを感謝いたします。本当にどうもありがとうございました。

これをもちまして、閉会させていただきます。

以 上